

◇大阪市会基本条例

- 1 市会及び議員の活動原則を定め、市会と市民、市長その他の執行機関との関係を明らかにするとともに、市会の機能を強化し、その他市会における基本的事項を定めるため、条例を制定することにしました。
- 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することにしました。

(市会事務局議事担当)